

京都市 賃貸用事業施設等 立地促進制度補助金 の御案内

大規模テナントオフィスビルやレンタルラボ施設を新增設する方向けの補助制度です。

	大規模テナントオフィスビル 立地支援制度	レンタルラボ施設 立地支援制度
対象者	対象事業に係る固定資産の 固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人	
対象事業	<u>オフィス・ラボ誘導地区内</u> 又は <u>高度利用地区（京都駅周辺地 区のA地区・B地区）</u> で <u>賃貸用オフィス部分の床面積が</u> <u>3,000㎡以上</u> の <u>テナントオフィスビル</u> の新增設等 を行う事業	市内で <u>賃貸用ウェットラボ</u> の新增設等 を行う事業
補助額	対象事業に伴い、新たに課税された 固定資産税・都市計画税の相当額の補助 (土地に係るものを除く。)	
補助期間	5 年間	

最大 3 億円

京都市 産業観光局 企業誘致推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市産業観光局企業誘致推進室 令和7年4月発行 京都市印刷物第070503号

TEL. 075-222-4239

E-mail : kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

制度概要はこちら



1 大規模テナントオフィスビル立地支援制度

対象者		補助対象事業に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人
対象地域		オフィス・ラボ誘導地区 高度利用地区（京都駅周辺地区）のA地区・B地区（※1）
事業要件		共用部分を含む賃貸用オフィス（※2）部分の床面積の合計が3,000㎡以上のテナントオフィスビルの新增設等（※3）を行う事業
建物、設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の100%
	交付年数	5年間
	補助上限	3億円

※1 以下に該当する地区をいう。

◇京都駅南部地区

JR東海道新幹線以南、十条通り以北、近鉄京都線以东、鴨川以西の区域うち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条1項第1号に規定する商業地域に指定された区域

◇らくなん進都（鴨川以北）

らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムにおいて定められたらくなん進都の区域うち、鴨川以北の区域

◇高度利用地区（京都駅周辺地区）のA地区・B地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条1項第3号に規定する高度利用地区に指定された京都駅周辺地区のうち、A地区及びB地区に定められた区域

※2 以下に該当するオフィス等又はシェアオフィス等として市長が認めるもの

◇多数の事業者が入居の申込みをすることができる施設であること。

◇2以上の事業者に賃貸することを目的とする施設であること。

※3 以下に該当するものをいう。

◇建物を建築・購入・賃借し、賃貸用オフィスを新增設すること。

◇所有・賃借する既存建物を改修し、賃貸用オフィスを新增設すること。

2 レンタルラボ施設立地支援制度

対象者		補助対象事業に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人
対象地域		市内全域
事業要件		賃貸用ウェットラボ（※1）の新增設等（※2）を行う事業
建物、設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の100%
	交付年数	5年間
	補助上限	3億円

※1 以下に該当するウェットラボ（装置や薬品を用いて、各種法令等に則り適切に実験を行うことのできる設備を有する施設）を含む建築物をいう。

◇施設の貸主又は施設を管理運営する者が、当該施設を予め「ウェットラボ」として整備するものであること。

◇多数の事業者が入居の申込みをすることができる施設であること。

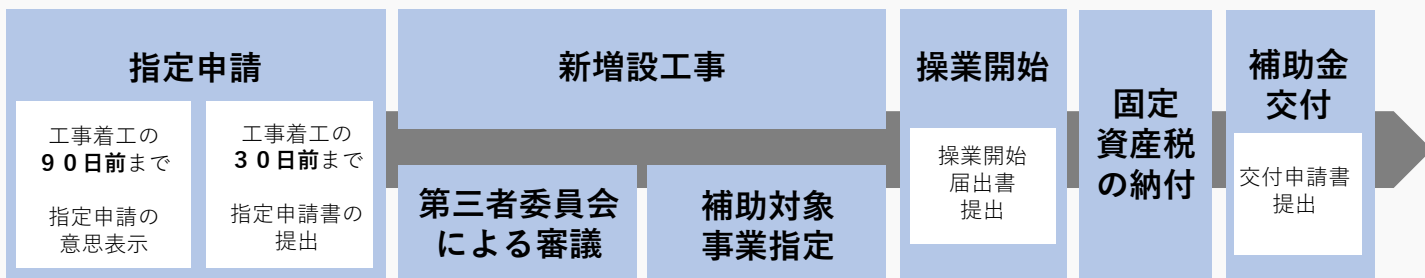
◇2以上の事業者に賃貸することを目的とする施設であること。

※2 以下に該当するものをいう。

◇建物を建築・購入・賃借し、賃貸用ウェットラボを新增設すること。

◇所有・賃借する既存建物を改修し、賃貸用ウェットラボを新增設すること。

補助金交付の流れ



令和7年度

京都市企業立地促進制度補助金の御案内

	本社・工場等新增設等支援制度	京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金
1	対象事業に伴い、新たに課税された 固定資産税・都市計画税の相当額の補助（土地に係るものを除く。） 最大1億円	
対象者	製造業、ソフトウェア業、 情報処理サービス業を営む企業	「オスカー認定」、「Aランク認定」、 「目の輝き認定」を受けた中小企業
対象事業	本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、 研究所の新增設等（賃借を含む。）	事業所の新增設等
補助期間 （※1）	中小企業A：3年度分 中小企業B：2年度分 大企業：1年度分	中小企業A：3年度分 中小企業B：2年度分
補助額	固定資産税・都市計画税の相当額の 中小企業：100%～ 150% （※2） 大企業：50%～ 75% （※2）	固定資産税・都市計画税の相当額100%
2	埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、 当該調査に要した経費相当額の50%を補助 最大2,500万円	

（※1）補助期間、企業規模によって異なります。

- 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、会社をいう。
※京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金に限り、個人も含む（中小企業者A、Bも同様）。
- 中小企業者A：中小企業者のうち、資本金の額又は出資の総額1億円以下かつ常時使用する従業員の数100人以下の会社
- 中小企業者B：中小企業者のうち、中小企業者A以外の会社
- 大企業者：中小企業者以外の会社

（※2）補助率は、事業内容と立地エリアによって異なります。

	オフィス・ラボ誘導エリア		らくなん進都 鴨川以南	・向日町駅周辺エリア ・横大路エリア ・桂イノベーションパーク	左記以外の 市内全域
	京都駅南部	らくなん進都 鴨川以北			
本社機能を有する 事業所	150%（75%）			120%（60%）	100%（50%）
開発拠点・研究所					
工場	120%（60%）				

※括弧内は、大企業に適用する補助率

京都市 産業観光局 企業誘致推進室

資料ダウンロードはこちら

〒604-8571

TEL. 075-222-4239

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

E-mail : kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

京都市産業観光局企業誘致推進室

令和7年4月発行

京都市印刷物第070502号



1 本社・工場等新增設等支援制度

		中小企業者 A	中小企業者 B	大企業者
対象者		製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む会社		
対象地域		市内全域		
対象事業		本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等（賃借を含む。）		
事業要件		・生産等設備取得額： <u>1, 0 0 0万円以上</u> かつ ・対象事業所及び同敷地内の常時雇用者数が <u>5名以上</u> ・市内における常時雇用者の総数が <u>1名以上増加</u> すること。 ※市内の公的インキュベーション施設（※1）から、移転する場合は、上記の要件なし。		・生産等設備取得額： <u>2, 5 0 0万円以上</u> かつ ・対象事業所及び同敷地内の常時雇用者数が <u>5名以上</u> ・市内における常時雇用者の総数が <u>5名以上増加</u> すること。
建物、生産設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、生産設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の <u>1 0 0 %～1 5 0 %（※2）</u>		建物、生産設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の <u>5 0 %～7 5 %（※2）</u>
	交付年数	3 年間	2 年間	1 年間
	補助上限	1 億円		1 億円（常時雇用者の増加数に応じて上限設定あり。）
埋蔵文化財発掘調査経費相当額	補助率	埋蔵文化財発掘調査経費相当額の 5 0 %		
	補助上限	2, 5 0 0 万円		

※1 公的インキュベーション施設

- 京都市立桂ベンチャープラザ（北館）
- 京都大学医薬系総合研究棟「イノベーションハブ京都」
- 京都桂新事業創出型事業施設「京大桂ベンチャープラザ（南館）」
- 京都市成長産業創造センター「ACT京都」
- 京都新事業創出型事業施設「クリエイション・コア京都御車」
- 左記に準ずる施設として市長が認めるもの

※2 補助率は、立地エリアと事業内容によって異なります（括弧内は、大企業に対する補助率）

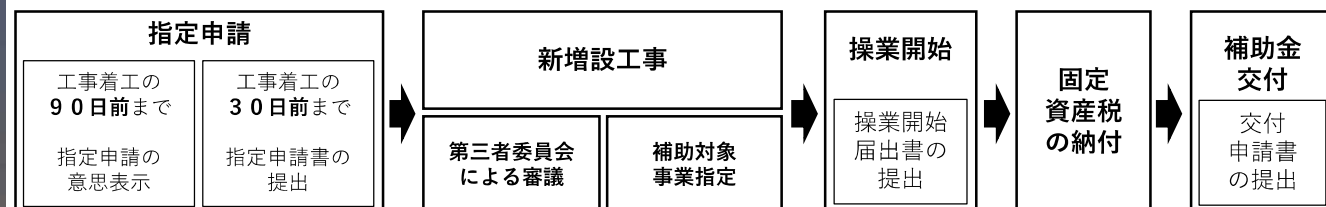
- オフィス・ラボ誘導エリア（京都駅南部地区及びらくなん進都（鴨川以北））、らくなん進都（鴨川以南）において、
 - ・ 本社機能を有する事業所、開発拠点、研究所の新增設等を行う場合は、補助率150%(75%)
 - ・ 工場の新増設等を行う場合は、補助率120%(60%)
- 向日町駅周辺エリア（久我、羽束師の工業専用地域など）、横大路エリア、桂イノベーションパーク地区において、本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等を行う場合は、補助率120%(60%)
- 上記以外の市内全域において、本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等を行う場合は、補助率100%(50%)

※ 初めて京都に進出する企業については別途初進出加算あり（詳細はお問い合わせください。）

2 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金

		中小企業者 A	中小企業者 B
対象者		中小企業で、次のいずれかに該当する会社又は個人 (1) A ランク認定企業 (2) オスカー認定企業 (3) 「知恵創出“目の輝き”」認定企業 等	
対象地域		市内全域	
対象事業		事業所の新増設等（賃借を除く。）	
建物、生産設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、生産設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の 1 0 0 %	
	交付年数	3 年間	2 年間
	補助上限	1 億円	
埋蔵文化財発掘調査経費相当額	補助率	埋蔵文化財発掘調査経費相当額の 5 0 %	
	補助上限	2, 5 0 0 万円	

～補助金交付の流れ～



京都市に初進出（を検討）する企業の皆様へ

京都市企業立地促進制度補助金

市内初進出・お試し立地

支援制度

支援制度

の御案内

市内初進出支援制度

最大5,000万円

市外企業が市内のオフィス等[※]へ初進出する場合に補助金を交付します。

補助額：市内居住の常時雇用者数×年度当たり最大80万円×2年分

※オフィス等…調査、企画、研究開発又はその他管理業務を行う事務所

お試し立地支援制度

海外企業は
最大100万円

最大50万円

市内進出を検討する企業が、試行的に市内のコワーキングやシェアオフィス等を利用する場合に補助金を交付します。

補助額：（利用料＋交通費）×1/2

進出された後のサポートも万全！

制度の詳細は裏面へ →

ワンストップ伴走支援

市内で事業拡大したい・市内に進出したい事業者様向け

検討

お試し立地支援制度

進出検討のための補助

オフィス・用地確保支援

事業者と連携し、不動産情報を提供

☀ 御希望に応じて、現地視察をコーディネート！首都圏でのイベントも随時開催！

進出

市内初進出支援制度

進出決定した場合の補助

本社・工場新增設等
支援制度

本社・工場等を新增設する場合

最大1億円

固定資産税・都市計画税相当額
（最大3年間）

スタートアップ支援

成長ステージに応じた支援

☀ 地域企業・支援機関・学生との交流会、個別相談会を通じて、京都定着を支援！

定着

人材確保支援

大学・学生との接点づくり

産業支援機関による支援

本市の産業支援機関との接続

テナントオフィス・レンタルラボ
を新增設したい事業者様向け

大規模テナントオフィスビル
立地支援制度

テナントオフィスビル（賃貸部分が3,000㎡以上）
を新增設する場合

最大3億円

固定資産税・都市計画税相当額（最大5年間）

レンタルラボ施設立地支援制度

レンタルラボ（ウェットラボ）
を新增設する場合

最大3億円

固定資産税・都市計画税相当額（最大5年間）

市内初進出支援制度

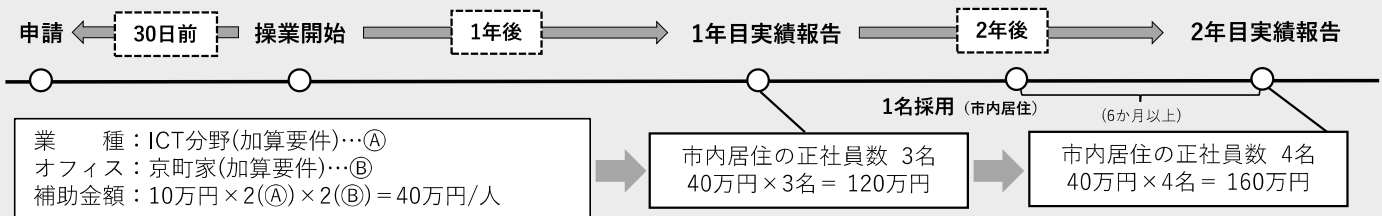
別途、工場・研究開発拠点の新設補助金あり

市外企業が市内のオフィス等へ初進出する場合に補助金を交付します。

- 1 対象業種 全業種（市内初進出※1企業に限る。）
- 2 対象事業 市内にオフィス等※2を設置する事業
（賃貸借の場合は契約期間が1年以上であるなど、長期の設置が見込まれる事業に限る。）
- 3 補助金額 市内居住の常時雇用者※3数×**年度当たり10万円**×**最大2年分**
下記に該当する企業はそれぞれに該当するごとに補助金額に2を乗じる
（本市の産業政策に特に寄与する産業分野の企業※4、海外企業※5、京町家※6に入居する企業）
- 4 補助上限 年2,500万円（2年分合計 最大5,000万円）
- 5 申請期限 オフィス等の営業を開始する日の30日前まで

※1 市内初進出：既に京都市外に事業所を設置しており、かつ、過去2年の間、市内に事業所を設置していない企業が、市内に事業所を設置すること
※2 オフィス等：調査、企画、研究開発又はその他管理業務を行う事務所
※3 常時雇用者：期間の定めのない雇用契約を締結している正社員（役員、パート・アルバイトは除く。）※6か月間の市内居住・継続雇用が必要
※4 本市の産業政策に特に寄与する産業分野
：ものづくり／ICT／スポーツ／環境・エネルギー／ヘルスケア・ライフサイエンス／
コンテンツ・アート（マンガ、アニメ、ゲーム等）／海外企業支援（アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、コンサルティング等）
※5 海外企業：外国企業（外国の法令に基づいて設立された企業）及び
外資系企業（国内企業のうち、発行株式の総数または出資総額の割合の3分の1を外国企業等または外国人が保有する企業）
※6 京町家：建築基準法の施行の際、現に存し、又はその際に建築、修繕もしくは模様替えの工事中であった木造の建築物

（例）ICT企業が京町家に進出する場合

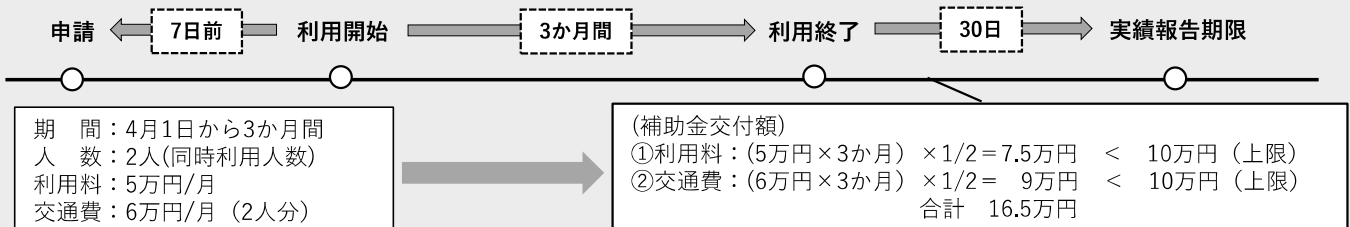


お試し立地支援制度

市外から市内に初進出を検討する企業が、試行的に京都市内のシェアオフィスやコワーキングスペース等を利用する場合に、利用料及び交通費に対して補助金を交付します。

- 1 対象業種 全業種（市内初進出を検討する企業に限る。）
- 2 対象事業 次の各号の要件をすべて満たす事業（補助対象期間は3か月間（海外企業は6か月間））
（1）市内のシェアオフィス等を1週間以上利用すること。
（2）補助対象期間内に市の取材やアンケート等に応じること。
- 3 補助金額 ①シェアオフィス等の利用料の1/2 + ②交通費の1/2
- 4 補助上限 利用日数及び利用人数に応じて設定（①②それぞれ最大25万円）※海外企業は①②それぞれ最大50万円
- 5 申請期限 シェアオフィス等の利用を開始する日の7日前まで

（例）2人で3か月間お試しする場合



問合せ・申請先

京都市 産業観光局 企業誘致推進室
電話：075-222-4239
E-mail：kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

申請書類のダウンロードは
こちらから↓

